

平成 2 7 年度

定期監査結果報告書（後期）

志摩市監査委員

監 査 第 1 5 号

平成28年3月18日

志 摩 市 長 様

志 摩 市 議 会 議 長 様

各部署 (局・室・所・施設) 長 様

志摩市監査委員 山 川 泰 規

志摩市監査委員 濱 口 三代和

平成27年度定期監査結果報告書(後期)の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

目 次

1. 監 査 の 種 別	1
2. 監 査 の 対 象	1
3. 監 査 の 方 法	1
4. 監査を実施した監査委員	1
5. 監 査 の 主 眼	1
6. 監 査 の 期 間	2
7. 監 査 の 結 果	2
全般的共通事項	3
各部署に関する事項	4
(総 務 部)	4
(生 活 環 境 部)	5
(健 康 福 祉 部)	5
(上 下 水 道 部)	6
(病 院 事 業 部)	6
(教育委員会事務局)	7
(監査委員事務局)	8

1. 監査の種別 定期監査

2. 監査の対象

部署名等	課名等
総務部	浜島支所、大王支所、志摩支所、磯部支所
生活環境部	エコフレンドリーはまじま、悠久苑
健康福祉部	志摩保育所、鵜方保育所、志摩子育て支援センター、国府児童館、志摩放課後児童クラブ
上下水道部	水道工務課
病院事業部	志摩市民病院、浜島診療所
教育委員会事務局	食育課、志摩分室、志摩幼稚園、和具幼稚園、磯部幼稚園、鵜方幼稚園、国府幼稚園、片田小学校、布施田小学校、和具小学校、越賀小学校、志摩中学校、文岡中学校、東海中学校、安乗中学校、磯部中学校
監査委員事務局	監査委員事務局

3. 監査の方法

監査を実施するに当たっては、各部署から提出された定期監査調書及び関係書類等について、補助職員による予備監査を実施し、監査当日は、監査対象部署の長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行い監査を実施した。

4. 監査を実施した監査委員

山川 泰規（識見監査委員）

濱口三代和（議会選出監査委員）

5. 監査の主眼

平成26年度における財務に関する事務、経営に係る事業の管理及びその他の事務（必要に応じて平成27年度分を含む。）の執行が、適正、合理的かつ効率的に行われているか、また、補助金等の交付申請及び財産管理、契約、検収事務が適正に行われているかなどを主眼として監査を実施した。特に、「事務事業について内部統制が図られているか」「時間外勤務の状況」を重点監査項目として監査を行った。

6. 監査の期間

平成27年11月10日から平成28年1月22日まで

7. 監査の結果

対象とした各部署等の事務・事業の執行等については、概ね適正に行われていると認められた。しかしながら、一部には注意等の事項が見受けられたので、早急に是正・改善を検討されたい。また、講じた措置については、遅滞なく報告されたい。

なお、監査時に気づいた簡易な事項については、口頭により指示した。

(注) 監査結果の評価・判断にあたっては、以下の4つに区分する。

- 1) 【指摘事項】: ①法令違反 ②予算の目的に反していると認められるもの
③不経済な行為が生じていると認められるもの
④事務処理等著しく適切を欠くと認められるもの
- 2) 【注意事項】: 「指摘事項」のうち軽微な誤謬等と認められるもの
- 3) 【検討事項】: 一部の所属だけでは改善、是正または見直しが困難なもので、他の部署等との調整が必要であると認めるもの
- 4) 【意見】: 組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる必要があると認めるもの

《全般的共通事項》

- (1) 随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にするとともに、法令等で定められた事項を遵守し、平成24年2月に制定された「志摩市随意契約実施ガイドライン」を参考の上、適正に事務処理されることを強く要望する。
- (2) 備品管理事務については、「志摩市会計規則」により備品台帳を備え付け管理することとなっている。一部の部署において購入備品の記載漏れが見受けられたため、適正に事務処理されることを要望する。
- (3) 文書管理事務については、「志摩市文書管理規程」で具体的に処理方法が示されている。しかし、今年度も多くの部署において決裁年月日の記載漏れ、本来起案用紙を用いて決裁を受けるべき案件が簡易処理用紙により処理されていた等、事務処理の誤りがあった。行政機関の文書は、各々の事業の基本であり、文書管理規程等に留意の上、事務処理されることを要望する。
- (4) 未収金の発生については、今後ますます重要となる市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平公正な市政運営の推進を図るための懸念材料となる恐れがある。今後も「未収金対策検討委員会」において、勉強会、情報交換等を実施し、市全体の問題として、保有している債権を、どのように管理、処理すべきなのか、統一した認識を持ち、情報を共有する体制の確立に努められたい。
- (5) 職員数の削減は、当初計画より早く目標を達成したが、その反面時間外勤務が恒常化している職場が多く、これまでの監査においても指摘してきたが改善が見られない。また、依然として多くの職場では特定の職員に業務の集中が見られる。各所属内での事務分担の適正化と平準化を図るとともに、市役所全体としての問題と捉え、職員の健康管理面のみならず、労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、全庁的に時間外勤務の縮減に努められたい。

《各部署に関する事項》

【 総 務 部 】

(浜島支所)

- (1) 「浜島財産区草刈り業務委託」の随意契約において、施行伺に設計書が添付されていなかった。また、予定価格及び契約書の作成を省略する記述がなかった。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行われたい。 **【注意事項】**

(大王支所)

- (1) 「大王町自治会助成金関係綴」の文書保存期間が5年になっていたが、「志摩市文書管理規程」で補助金、借入金等に関するものは10年保存となっているため改められたい。 **【注意事項】**
- (2) 自治会活動助成金交付事務において、100万円以上500万円未満の決裁区分が誤っていた。今後は、「志摩市事務決裁規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

(志摩支所)

- (1) 「浄化槽保守管理業務委託」の随意契約において、施行伺が作成されていなかった。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行われたい。 **【注意事項】**
- (2) 「片田防災倉庫横公衆トイレ清掃管理業務委託」の随意契約において、施行伺に設計書が添付されていなかった。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行われたい。 **【注意事項】**
- (3) 「志摩市自治会連合会及び志摩町自治会連合会」の会議資料及び会議録については、支所内で供覧し情報の共有を図られたい。 **【意見】**

(磯部支所)

- (1) 自治会活動助成金交付事務において、100万円以上500万円未満の決裁区分が誤っていた。今後は、「志摩市事務決裁規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**
- (2) 自治会活動助成金実績報告書に添付される自治会の収支決算書が、一部誤った方法で作成されていた。助成金交付には直接関係しないものの正確な収支決算書の作成について指導を図られたい。 **【意見】**

【生活環境部】

(エコフレンドリーはまじま)

(1)「志摩最終処分場浸出液処理設備回転円盤装置機器交換及び修繕工事」等の随意契約において、施行伺に設計書が添付されていなかった。また、予定価格が50万円を超える契約であるが、予定価格調書が作成されていなかった。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行われたい。 **【注意事項】**

(2) 郵便切手等受払簿の記載方法に一部誤りがあった。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理及び管理に努められたい。 **【注意事項】**

(3)「阿児清掃センター汚水処理施設管理日誌」において、鉛筆書きのものや記入漏れの箇所が多数あった。施設管理日誌は正確に記録し安全意識の向上に努められたい。また、所属長の確認印欄が設けられていないため様式についても検討されたい。 **【注意事項】**

(美化衛生課)

○悠久苑

(1)「志摩市斎場悠久苑機械警備業務委託」の随意契約において、施行伺に予定価格及び契約書の作成を省略する記述がなかった。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行われたい。 **【注意事項】**

【健康福祉部】

(子育て支援課)

○志摩保育所

(1)給食検食簿の所見欄について、記入漏れがあった。安全でおいしい給食を続けていくためにも、味や量等について所見を記載されたい。 **【意見】**

○鵜方保育所

(1)備品台帳に、寄附備品の記載がなかった。また、作成日の記載もなかったため、所定の様式に基づき適正に処理されたい。 **【注意事項】**

○志摩子育て支援センター

(1)利用者との子育てについての相談は、軽微な内容であっても記録し、今後の相談等に活用されたい。また、センターが独自に実施する行事については、事前に計画書を作成の上、決裁を受けた後、実施するよう検討されたい。 **【意見】**

○国府児童館

(1)備品台帳に、寄附備品の記載がなかった。また、廃棄備品についても、廃棄の記載がなかったため、「志摩市会計規則」に基づき適正に処理されたい。 **【注意事項】**

(2)遊具安全点検表について、記入漏れ及び確認印漏れがあった。安全管理の観点から正確に記録されたい。 **【注意事項】**

○志摩放課後児童クラブ
特になし

【上下水道部】

(水道工務課)

(1)「濃縮槽汚泥引抜きポンプ保護屋根整備工事」等の1号要件を適用する随意契約は、市の運用で原則、予定価格50万円未満の建設工事としているため、50万円以上130万円以下の建設工事については、競争入札を実施しない理由を随意契約理由書に明記されたい。 **【注意事項】**

(2) 公用車運行簿において、日付・時間等の記入漏れがあった。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

【病院事業部】

(志摩市民病院)

(1)過年度未収金は電算システムで管理を行っているが、過年度未収金整理簿に平成26年度の督促記録が記入されていなかった。過年度未収金整理簿は正確に記録し過誤の防止に努められたい。 **【注意事項】**

(2) 公用車運行簿において、日付・時間等の記入漏れがあった。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

(3) 平成27年8月に「平成26年度志摩市公営企業会計決算審査意見書」において、指摘したとおり、病院経営の現状は極めて厳しい状況にあり、このまま推移すれば、一般会計に対してさらに大きな負担を強いることが想定される。市民の求める医療ニーズを充たすため、医療の提供体制を整え、医業収益の改善に努められたい。 **【意見】**

(浜島診療所)

(1)「浄化槽汚泥引抜き清掃業務委託及び医師公舎浄化槽汚泥引抜き清掃業務委託」の随意契約において、施行伺いに設計書が添付されていなかった。また、予定価格が50万円を超える契約であるが、予定価格調書が作成されていなかった。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行われたい。 **【注意事項】**

(2) 公用車運行簿において、日付・時間等の記入漏れがあった。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

【教育委員会事務局】

(食育課)

(1) 「厨房内高所清掃業務及びエレベーター保守点検業務」等の随意契約において、施行伺いに設計書が添付されていなかった。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づいて適正な契約事務を行われたい。 **【注意事項】**

(2) 公用車運行簿において、日付・時間等の記入漏れがあった。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

(生涯学習スポーツ課)

○志摩分室

(1) 備品台帳は永年保存のため、過去の台帳と1冊にまとめて保存されたい。 **【注意事項】**

(学校人権教育課)

○志摩幼稚園

(1) 保護者の送迎用駐車場から道路を横断しての登退園となるため、交通安全指導には十分配慮し、今後も事故発生の無いよう注意されたい。 **【意見】**

○和具幼稚園

(1) 郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳格な管理が必要である。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。 **【注意事項】**

○磯部幼稚園

(1) 平成26年度末の備品台帳が整備されていなかった。今後は、「志摩市会計規則」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

○鶴方幼稚園

(1) 保育時間中での児童の軽度の負傷については、事故報告書の作成にまでは至っていないが、日本スポーツ振興センターの保険請求申請を行っているため、事故報告書を作成することが望ましい。 **【意見】**

○国府幼稚園

特になし

○片田小学校

特になし

○布施田小学校

特になし

○和具小学校
特になし

○越賀小学校
特になし

○志摩中学校
特になし

○文岡中学校
特になし

○東海中学校
特になし

○安乗中学校
特になし

○磯部中学校
特になし

【監査委員事務局】

特になし